

第 7 期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■ 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

- 本内容は、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://binc.jp/ir/meeting>) に掲載しているものです。
- 本内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

B A S E 株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
発行決議日	2014年10月30日	2015年9月30日	2017年12月14日	2018年3月30日	2019年2月27日
新株予約権の数	265個	304個	1,805個	240個	107個
区分	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	1名	3名	4名	1名	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 106,000株 (注) 1	当社普通株式 121,600株 (注) 1	当社普通株式 722,000株 (注) 1	当社普通株式 96,000株 (注) 1	当社普通株式 42,800株 (注) 1
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金 70円 (注) 1	1株につき金 70円 (注) 1	1株につき金 70円 (注) 1	1株につき金 70円 (注) 1	1株につき金 70円 (注) 1
新株予約権の行使期間	2016年10月31日 ～ 2024年10月30日	2017年10月1日 ～ 2025年9月30日	2019年12月15日 ～ 2027年12月14日	2020年3月31日 ～ 2028年3月30日	2021年2月28日 ～ 2029年2月27日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 2019年8月15日開催の取締役会により、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(注) 2. ① 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日である2019年10月25日（以下、「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。
 なお、上場日が本新株予約権の発行決議日から2年を経過する日より以前である場合は、下記の上場日を「発行決議日から2年を経過した日」と読み替えるものとする。

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1. 上場日の翌日から1年を経過する日まで | 25% |
| 2. 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで | 50% |
| 3. 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで | 75% |
| 4. 上場日後3年を経過した日以降 | 100% |

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
発行決議日	2019年 2 月 27 日	2019年 3 月 14 日
新株予約権の数	140個	13個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く。）	5 名	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 56,000株 (注) 1	当社普通株式 5,200株 (注) 1
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき金 70 円 (注) 1	1 株につき金 70 円 (注) 1
新株予約権の行使期間	2021年 2 月 28 日～ 2029年 2 月 27 日	2021年 3 月 15 日～ 2029年 3 月 14 日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 2019年 8 月 15 日開催の取締役会により、2019年 8 月 31 日付で普通株式 1 株につき 400 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. ① 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日である 2019 年 10 月 25 日（以下、「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の発行決議日から 2 年を経過する日より以前である場合は、下記の上場日を「発行決議日から 2 年を経過した日」と読み替えるものとする。

1. 上場日の翌日から 1 年を経過する日まで 25%
 2. 上場日後 1 年を経過した日から上場日後 2 年を経過する日まで 50%
 3. 上場日後 2 年を経過した日から上場日後 3 年を経過する日まで 75%
 4. 上場日後 3 年を経過した日以降 100%
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範に遵守の意識を高めるため「倫理規程」、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
 - ロ. 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
 - ハ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
 - ニ. 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
 - ホ. 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び監査役を情報受領者とする内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
 - ヘ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対策規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により適切に保存、管理する。監査役から要望があった場合には、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、各部署のリスクの防止及び会社損失の最小化を目的とした「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置するとともに、定期的を開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理はコーポレートDivisionが担当するものとし、当社への事業の状況に関する定期的な報告及び重要事項については適切な承認を得るものとする。当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保するよう努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更にあたっては、監査役と協議するものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴収し、関係資料を閲覧することができる。

- . 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」を準用し、報告者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと証明できる場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。また、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な情報・意見交換を行う。

(2) 業務の体制を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① リスクマネジメントとコンプライアンスに対する取組みの状況

当事業年度にリスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を4回開催し、会社全般を取り巻くリスクを抽出し、対応策を検討しました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われた取組みの状況

当事業年度に取締役会を18回開催いたしました。取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。

③ 当社及びその子会社における業務の適正を確保する取組みの状況

当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保しました。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名を含む3名の社外監査役で構成され、当事業年度において21回開催されました。監査役は、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに代表取締役、会計監査人と定期的な情報・意見交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	1,325,682	1,266,564	△854,783	1,737,463	1,737,463
当期変動額					
新株の発行	950,274	950,274		1,900,549	1,900,549
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△459,675	△459,675	△459,675
新規連結による変動額			△20,024	△20,024	△20,024
当期変動額合計	950,274	950,274	△479,699	1,420,850	1,420,850
当期末残高	2,275,957	2,216,838	△1,334,482	3,158,313	3,158,313

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

PAY株式会社

BASE BANK株式会社

前連結会計年度において非連結子会社であったBASE BANK株式会社は、重要性が増したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の数

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年～6年
その他	4年～15年

□. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

□. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に關する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することにしております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 63,726千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,413,800株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 445,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、そのほとんどがクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

営業債務である営業未払金及び営業預り金は、短期的に決済されるものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先に対する未収入金が発生した場合には、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,195,414	7,195,414	－
(2) 未収入金	2,804,308		
貸倒引当金(※)	△47,448		
	2,756,859	2,756,859	－
資産計	9,952,274	9,952,274	－
(1) 営業未払金	3,918,629	3,918,629	－
(2) 営業預り金	3,002,191	3,002,191	－
負債計	6,920,821	6,920,821	－

(※) 未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 営業預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,195,414	－	－	－
未収入金	2,804,308	－	－	－
合計	9,999,723	－	－	－

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 154円71銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △38円73銭

(注) 当社は2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬の導入)

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額の改定と譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年3月25日開催予定の第7期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

(1) 取締役の報酬額の改定

当社の取締役報酬等の額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において年額81百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。今般、取締役の職務内容の拡大、取締役の員数の増加の可能性、その他諸般の事情を勘案して、本株主総会において、当社の取締役報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の導入の目的及び条件

イ. 導入の目的

本制度は、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

ロ. 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、前記(1)の報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、前記(1)の金銭報酬額とは別枠で年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年57,000株以内（うち社外取締役分は年5,700株以内）といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は①譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、又は②3年以上で取締役会が定める期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

株主資本等変動計算書 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,325,682	1,266,564	1,266,564
当期変動額			
新株の発行	950,274	950,274	950,274
当期純損失 (△)			
当期変動額合計	950,274	950,274	950,274
当期末残高	2,275,957	2,216,838	2,216,838

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△854,783	△854,783	1,737,463	1,737,463
当期変動額				
新株の発行			1,900,549	1,900,549
当期純損失（△）	△276,073	△276,073	△276,073	△276,073
当期変動額合計	△276,073	△276,073	1,624,476	1,624,476
当期末残高	△1,130,856	△1,130,856	3,361,939	3,361,939

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～6年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年 2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することにしております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	63,726千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社短期金銭債権	20,945千円
関係会社短期金銭債務	329千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引による取引高	143千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、資産除去債務及び貸倒引当金の否認等であります。なお、回収可能性等を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する資産の否認であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等							
種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	PAY(株)	(所有) 直接100.00	役員の兼任	増資の引受	200,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注) 子会社が行った増資を当社が全額引き受けたものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 164円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △23円26銭 |

（注）当社は2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額の改定と譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年3月25日開催予定の第7期定時株主総会に付議することといたしました。詳細につきましては「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。